

Aコープポイントサービス規定

(目的)

第1条

1. 本規定は、当組合（Aコープ郡上店、おくみの店に限る）が発行するAコープポイントカード（以下「カード」という）の利用に関し、当組合がカードの会員（以下「会員」という）に対して提供する特典の内容とその特典を受ける為の条件を定めたものです。

(会員)

第2条

1. ポイントサービスにおける会員とは、本規定を承認のうえ入会希望の申し込みを行い、当組合がそれを承諾した方をいうものとし、所定の会員登録が完了した日から会員となります。
2. 会員が1年間カードの利用のない場合、会員資格は失効となります。その後利用をご希望の場合は、再度入会の手続きが必要となります。
3. 会員が本要綱に違反した場合、または会員として不適当と認めた場合には会員資格は取り消されます。
4. 会員資格が失効した場合は、カードに累積されているポイントは無効になります。

(カードの発行)

第3条

1. 会員に対し1人1枚のカードを発行します。
2. カードは他人に貸与、譲渡はできません。
3. カードは退会または会員の資格を取り消されるまでは有効とします。

(カードのご利用)

第4条

1. カードのご利用は、Aコープ郡上店及びおくみの店でご使用になれます。なお、カードの使用は、ご本人及びご家族に限らせていただきます。
2. 精算前にカードの提示がない場合はポイントの特典をご利用になれません。
3. 商品券の購入金額は、ポイント付与対象外とします。
4. ポイントは現金への換金はできません。

(特典)

第5条

1. お買上金額200円（税抜き）毎に1ポイント加算します。

2. 累積ポイントが50ポイントたまりますと、レジにてお買い上げ金額より自動的に50円値引きいたします。
3. その他にも、当組合が必要によりイベント等において会員に対しポイントを付与することができるものとします。

(届出事項、カードの紛失・再発行等)

第6条

1. 会員は、住所・氏名など届出事項に変更があったとき、ポイントカードを紛失したときは、速やかに当組合にその旨を届け出ることとします。
2. ポイントカードの紛失・盗難の際、当組合にその旨の届出なく、第三者に悪用されたポイントの失効については、当組合は一切の責任を負いません。
3. カードの再発行は、当組合が認めた場合に限り行います。再発行にはカード発行手数料として50円をいただきます。

(個人情報の取り扱い)

第7条

1. 当組合は、組合が定めた「個人情報保護方針」に従い、入会申込書および会員に関する個人情報を取り扱います。

(災害等)

第8条

1. 天災、その他の非常事態時には、会員への事前告知なしに、カード利用の全部もしくは一部を休止させていただく場合があります。

(変更・廃止)

第9条

1. 当組合は、必要あると認めたときは、会員にあらかじめまたは事後にAコープ店頭に掲載するなどの方法で公表することにより、会員の承諾なくしていつでも本規定を変更・廃止することができるものとします。